

定 款

サンコーテクノ株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社はサンコーテクノ株式会社と称する。英文ではSANKO TECHNO CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 建設用金物および工具類の製造販売ならびに輸出入
- (2) 建設用締結金具および機械の製造販売ならびに輸出入
- (3) 鉄鋼材加工および販売
- (4) 金属表面処理加工
- (5) 建築用資材の製造加工および販売ならびに住宅設備機器の販売
- (6) 建設土木用機械・同試験機の製造販売ならびにリース、鉱山機械、金属加工機械、油圧・空圧機器の製造、販売、修理
- (7) 建築用金物の取付工事一式
- (8) 土木建設の設計、施工、管理ならびにコンサルタント業務
- (9) 建築物の設計および工事監理
- (10) 合成樹脂系接着剤、プラスチック製品（プリプレグを含む）の製造・加工および販売ならびに輸出入
- (11) 包装関連機器の開発・製造および販売ならびに輸出入
- (12) 包装材料加工およびプラスチック成形加工関連機器の開発および製造ならびに輸出入
- (13) 日用雑貨類の販売ならびに輸出入
- (14) 電気機器の製造ならびに販売
- (15) コンピューター機器、ソフトウェアの開発、製造、ホームページの企画、制作の請負および販売ならびにリース
- (16) 通信機器機材の設計、施工、保守の請負および販売ならびにリース
- (17) 安全保護具および環境対策関連機器の製造および販売ならびに輸出入
- (18) 損害保険代理業
- (19) 輸入業務に関するコンサルタント業務
- (20) 不動産の売買、仲介および管理
- (21) 上記に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を千葉県流山市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、3,400万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集地)

第13条 当会社の株主総会は、東京都23区内または千葉県流山市内、柏市内、松戸市内で開催する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が、株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出し

なければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事録は法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任 期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任の決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。
- 3 前2項にかかわらず、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席したその取締役の過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。
- 3 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外

の取締役の報酬等とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。

(重要な業務執行の決定の委任)

第29条 取締役会は、その決議によって会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第31条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

- 2 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務執行のために必要な権限を行使する。
- 3 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第32条 監査等委員会は、各監査等委員が招集し、予め監査等委員会で定めた取締役が議長となる。

- 2 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 当会社の監査等委員会の決議は、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をも

って作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会規則)

第35条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(選任および任期)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等を決定する機関)

第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、取締役会の決議によることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。

(配当金の除斥期間等)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 前項の金銭には利息を付けない。

1964年5月14日制定
2023年4月1日改正